

第三条の三 法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものを使用して自動車を製造するものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

(意見の徴取)

第四条 国土交通大臣は、法第七十五条第八項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

(削除)

第五号様式 (証票) (第十二条関係)

(真)

(道路運送車両法抜粋)

第七十五条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第106条の 4 (略)

第111条 (略)

第三条の三 法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等(法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。)が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもが使用されている自動車に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

(意見の徴取)

第四条 国土交通大臣は、法第七十五条第七項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

(指定の効力の停止)

第四条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

- 一 指定製作者等が第七条、第八条第二項、第九条及び第十条の規定に違反したとき。
- 二 申請者が第十三条の規定に違反したとき。
- 三 共通構造部型式指定規則第十一条の規定により指定自動車の指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止されたとき。
- 四 装置型式指定規則第十一条の規定により指定自動車の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

第五号様式 (証票) (第十二条関係)

(真)

(道路運送車両法抜粋)

第七十五条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第106条の 4 (略)

第111条 (略)

第二条 自動車型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線のように改める。

改正後		改正前	
第五号様式 (証票) (第十二条関係)	(真)	第五号様式 (証票) (第十二条関係)	(真)
(道路運送車両法抜粋)		(道路運送車両法抜粋)	
第七十五条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第七項及び第八項、第七十五条の二第四項及び第五項並びに第七十五条の三第五項及び第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の特		第七十五条の 6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の特	